ACSES ニュースレター_２１１７号（2021 年 6 月 10 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:電気冷蔵庫で火災等〈消費者庁〉
・2020 年の消費者被害・トラブル額の推計結果を公表しました〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインについて〈文部科学省〉
・高年齢労働者の安全衛生対策について〈厚生労働省〉
・令和２年度実証報告書を掲載しました〈厚生労働省〉
・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通省令第 40 号）〈官報〉
・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通省告示第 521 号）〈官報〉
・新車にバックカメラなどの設置義務化へ　国交省が方針〈新聞報道〉
・仏司法当局、ルノーを本格捜査　排ガス不正問題〈Web 報道〉
・近畿大法医学教室の元教授ら逮捕　経費詐取疑い、大阪府警〈Web 報道〉
・近鉄グループＨＤ、採用担当者を懲戒解雇　就活女子学生とホテル〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３９報）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・原発の行方、地震活動が揺さぶる　東北沖、大震災から１０年経てなお活発〈新聞報道〉
[大水害対策]
・浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果について〈文部科学省〉
・学校施設の水害・土砂災害対策事例集〈文部科学省〉
・浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び水害・土砂災害対策の実施について（通知）〈文部科学省〉
・公立校3割、豪雨被災恐れ　浸水・土砂災害区域で対策進まず〈Web報道〉／公立学校 全体の3割が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に〈放送報道〉
・火災保険料、水害リスク反映検討　損保大手各社、23 年度にも〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 個別分野の化学物質対策について〈厚生労働省〉
[4] 許容濃度
◇日本産業衛生学会 － 許容濃度の勧告について －〈日本産業衛生学会〉
[5] 健康安全
◇令和 2 年度　水道法第 39 条第 1 項の規定に基づく立入検査結果報告について〈厚生労働省〉

時計草（トケイソウ）

◇研究計画書及び詳細調査研究計画書の和文を更新しました。〈環境省〉

［6］医薬品

◇ヘルスケア製品の無菌操作法 アイソレータシステムに関する国際標準が発行されました〈経済産業省〉

［7］農薬

◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉

［8］食品安全衛生関係

◇特別用途食品の許可について〈消費者庁〉

◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉

［9］廃棄物関係

◇「現場で役立つ廃プラスチックの分析技術を目指して」「プラスチックの劣化を「みる」～プラ問題は劣化の問題～」〈国立環境研究所〉

［10］温暖化対策関係

◇CGER リポート「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2021 年」を掲載しました〈国立環境研究所〉

◇炭素制約が世界規模での金属生産と利用にもたらす影響を推定〈国立環境研究所〉

［11］環境安全関係

◇瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（法律第 59 号）〈官報〉

［12］調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　６件　　［公募結果、意見募集結果］　２件　　［白書］　４件

［13］その他省庁発表

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（法律第 58 号）〈官報〉

［14］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　４件

［15］その他　１件

［付録］

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（法律第 58 号）〈官報〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:電気冷蔵庫で火災等

＜消費者庁　2021 年 6 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024489/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210608_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件

（うち電気冷蔵庫１件、電気洗濯機１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：４件

（うちノートパソコン１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、照明器具１件、電子レンジ１件）

・2020 年の消費者被害・トラブル額の推計結果を公表しました

＜消費者庁　2021 年６月８日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/estimate_trouble_003/

消費者被害・トラブル額の推計結果の訂正について(過去の消費者白書の訂正)

＜消費者庁　2021 年６月８日＞

https://www.caa.go.jp/notice/entry/024483/

申出件数・分野別内訳(令和３年４月 30 日現在)を掲載しました。

＜消費者庁　2021 年６月８日＞

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/application/

消費者安全調査委員会への申出

事故等原因調査等の申出制度とは･･･

消費者の生命又は身体被害に関わる消費者事故等について、被害の発生又は拡大の防止を図るため、事故等原因の究明が必要だと思料する場合に、消費者安全調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる制度です。

この申出は、申出に係る消費者事故等の被害者だけでなく、個人、法人を問わず、誰でも行うことができます。

申出された事案については、消費者安全調査委員会で必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を開始します（申出があった事案すべてを調査するものではありません)。

また、調査委員会は事故等原因調査等の実施に当たり、事故調査事案ごとに連絡担当官を設定し、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、必要な情報を提供します。

申出制度の目的

申出制度は、消費者安全調査委員会の事故等原因調査等のきっかけの一つとして、消費者庁から報告される事故等情報だけでは抽出できない事故等について、必要な事故等原因調査等につなげるためのしくみを構築することにより、調査等の必要な事故の漏れや事故等原因調査等の盲点の発生を防ぎ、必要な事故の再発・拡大防止対策につなげていくことを目的としています。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインについて

＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3Rac1fbpqkt6bJ

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を作成しました。

「チェックリスト編」「解説編」「サンプル編」の３編で構成されており、各学校でこうした危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方)、その他参考となる情報などの提供を目的として取りまとめました。

学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際にも適宜活用願います。

・高年齢労働者の安全衛生対策について

＜厚生労働省　2021 年６月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1v0dQSq3fZiIPkxY

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高年齢労働者の安全衛生対策に関する各種事業

報告書

・令和２年度実証報告書を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年６月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_Nc3awCdV7KiFKZY

令和２年度「高年齢労働者安全衛生対策実証等事業」について

本事業は、普及が進んでいない高年齢労働者安全衛生対策について、その効果を確かめ、公表することにより、働く高齢者の労働災害を減少させることを目的としています。

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通省令第 40 号）
［官報］ 令和３年６月９日 号外 第 128 号 16～21 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210609/20210609g00128/20210609g001280016f.html

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通省告示第 521 号）
［官報］ 令和３年６月９日 号外 第 128 号 21～171 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210609/20210609g00128/20210609g001280021f.html

・新車にバックカメラなどの設置義務化へ 国交省が方針
＜朝日新聞 2021 年６月８日＞ https://www.asahi.com/articles/ASP6765HWP61UTIL06Q.html
国土交通省は、自動車が後退する際に歩行者らが巻き込まれる事故をなくそうと、車のすぐ後ろを確認できる「バックカメラ」や、障害物の検知システムなどの装置を新車に設置することをメーカーに義務づける方針を固めた。後退する車両によって高齢者や子どもなどが事故に遭うケースが相次いでおり、機器の活用で運転者の死角をカバーする狙いがある。近く関係規定を改正し、来年５月以降の新型車から順次適用する。
対策を進める契機の一つとなったのは、2015 年に徳島市で起きた事故だ。視覚障害者の男性が後退するダンプカーにはねられ、連れていた盲導犬と一緒に命を落とした。
同様の事故が続くなか、国は国連の関係会議で車両後方を安全確認する必要性を訴え、バックカメラなどの装置を国際基準にすることを提案。昨年 11 月に関係各国からの合意が得られた。日本の事故の教訓が、世界的なルールに発展した形だ。
装置の着用は新車が対象で、バイクや特殊自動車などを除き、ほぼ全ての自動車で義務化される。トラックやダンプカーなども含まれる。

・仏司法当局、ルノーを本格捜査 排ガス不正問題
＜時事ドットコム 2021 年６月９日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060900214&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit
フランス司法当局は８日、検査の時だけ排ガス量を少なく見せるエンジン制御ソフトウエアをディーゼル車に搭載し、検査をすり抜けていたとされる排ガス不正問題で、仏自動車大手ルノーに対する本格捜査を開始した。同社が発表した。
ルノーは声明で「自社の車両に不正なソフトウエアは搭載されていない」と反論し、容疑を否定。「常にフランスと欧州の法律を尊重しており、車両は全て法規制に従って検認されている」と強調した。

・近畿大法医学教室の元教授ら逮捕 経費詐取疑い、大阪府警
＜共同通信 2021 年６月９日＞ https://nordot.app/775285813339308032?c=39546741839462401
医療用品の購入を装い近畿大（大阪府東大阪市）から経費約 1700 万円をだまし取ったとして、大阪府警捜査２課は９日、詐欺と有印私文書偽造・同行使の疑いで、元医学部法医学教室主任教授で医師の巽信二容疑者（66）＝懲戒解雇＝と、医療用品の納入会社元社員藤戸栄司容疑者（52）を逮捕した。
巽容疑者は約 40 年間、大阪府警からの依頼を受けて司法解剖を担い、今年２月には警察庁長官から捜査協力した民間人に贈られる「警察協力章」を受章していた。府警は２人の認否を明らかにしていないが、巽容疑者は逮捕前の共同通信の取材に「悪いことはしていない」などと関与を否定していた。

・近鉄グループＨＤ、採用担当者を懲戒解雇 就活女子学生とホテル
＜時事ドットコム 2021 年６月９日＞ https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060901032&g=eco
近鉄グループホールディングス（ＨＤ）は９日、就職活動中の女子学生をホテルに連れ込んでいた男性採用担当者を８日付で懲戒解雇にしたと発表した。上司だった複数の社員にも厳正な社内処分を行ったという。同社は

「多大なるご迷惑、ご心配をお掛けしたことを改めて深くおわびする」とのコメントを発表した。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３９報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年６月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2vH7f2fjxXEWWwBY

１　自治体の検査結果

小樽市、宮城県、山形県、栃木県、群馬県、東京都、文京区、横浜市、川崎市、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市、香川県、松山市

※ 基準値超過　　６件

No.　12　長野県産　コシアブラ　(Cs：160 Bq/kg)
No. 292　宮城県産　タラノメ　(Cs：110 Bq/kg)
No. 332　宮城県産　タケノコ　(Cs：110 Bq/kg)
No. 336　宮城県産　タケノコ　(Cs：190 Bq/kg)
No. 338　宮城県産　コシアブラ　(Cs：650 Bq/kg)
No. 356　宮城県産　タケノコ　(Cs：150 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　　１件

No.　1　山形県産　コシアブラ　(Cs：110 Bq/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　　３件

No.　1　山形県産　コシアブラ　(Cs：220 Bq/kg)
No.　5　宮城県産　コシアブラ　(Cs：140 Bq/kg)
No.　6　宮城県産　コシアブラ　(Cs：170 Bq/kg)

[原子力施設全般]

・原発の行方、地震活動が揺さぶる　東北沖、大震災から１０年経てなお活発

＜朝日新聞　2021 年６月８日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14931786.html

---

[大水害対策]

・浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果について

＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3PaczYyXvrphbN

文部科学省では、近年、気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により学校において甚大な被害が発生していることから、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する公立学校を対象に、ソフト面（避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等）やハード面（学校施設内や受変電設備の浸水対策等）の対策状況について調査を実施しました。

この度、令和 2 年 10 月時点の調査結果を取りまとめましたので公表します。

１．調査内容

１）調査対象

全国の公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校※1

※1 休校中の学校、仮設の校舎・屋内運動場については調査対象外

２）調査項目

〇浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）に立地しており、かつ、市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置づけられた学校の数とその対策状況

〇土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）に立地しており、かつ、市町村地域防災計画で要配慮

者利用施設として位置づけられた学校の数とその対策状況
３）調査時点
令和 2 年 10 月 1 日現在
２．調査結果の概要
〇浸水想定区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校 7,476 校（全学校数 37,374 校の 20.0%）
上記のうち、
避難確保計画を作成している学校　6,365 校（85.1%）※2※3
避難確保計画に基づく避難訓練を実施している学校　5,375 校（71.9%）※2※3
想定浸水深を考慮して学校施設内（建物内）への浸水対策を実施している学校　1,102 校（14.7%）※2
想定浸水深を考慮して受変電設備の浸水対策を実施している学校　1,125 校（15.0%）※2
※2　() 内の数字は、浸水想定区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校 7,476 校に対する割合を示す
※3 平成 29 年 6 月に改正された水防法第 15 条の 3 により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられている
〇土砂災害警戒区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校 4,192 校（全学校数 37,374 校の約 11.2%）
上記のうち、
避難確保計画を作成している学校　3,313 校（79.0%）※4※5
避難確保計画に基づく避難訓練を実施している学校　2,832 校（67.6%）※4※5
※4　() 内の数字は、土砂災害警戒区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校 4,192 校に対する割合を示す
※5 平成 29 年 6 月に改正された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられている
３．今後の対応
〇学校設置者に対し、本調査結果を周知するとともに、避難確保計画の作成や避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない学校に対して、その実施を要請する。
〇ソフト面については、各学校に対し、実践的な避難訓練等の工夫例や避難確保計画の記載例を盛り込んだ「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン（令和３年６月）」を周知し、引き続き、学校設置者の取組を支援する。
〇ハード面については、学校設置者に対し、近年、水害・土砂災害が激甚化・頻発化していることを受けて作成した「学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和３年６月）」を周知する。
また、学校施設環境改善交付金等により、引き続き、学校設置者の取組を支援する。

・学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和３年６月）
＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3PaczYyXvrphbM
近年、気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により学校においても甚大な被害が発生しています。
発災時に、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育活動の早期再開等に支障のないよう、学校設置者が水害・土砂災害対策を実施することは重要であり、取組の参考となるよう「学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和３年６月）」を作成しました。
本事例集では、全国の教育委員会や学校の取組事例を、以下の２つの視点で整理し、掲載しています。
① 学校設置者が主体となって、水害・土砂災害から学校を守る
② 防災担当部局等の要請に学校設置者が協力し、水害から地域を守ることに学校が貢献する
その他、ソフト面（避難確保計画の作成や避難訓練の実施）の取組事例、学校施設の水害・土砂災害対策に活用できる補助制度等を掲載しています。

学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和３年６月）
https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt_bousai-000015370.pdf
目次
はじめに・・・２
水害・土砂災害についての基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
・近年の水害・土砂災害の発生状況
・浸水想定区域とは
・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは
１．水害から学校を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
・校舎の床を高くし、避難経路を確保する　（佐賀県嬉野市立塩田中学校）
・止水板により建物への浸水を防ぐ　（神奈川県相模原市立相陽中学校）
・止水板により敷地内への浸水を防ぐ　（東京都大田区立大森第四小学校）
・止水板により受変電設備への浸水を防ぐ　（神奈川県座間市立西中学校）
・嵩上げにより受変電設備への浸水を防ぐ　（岡山県笠岡市立北川小学校）
・上階への移設により受変電設備への浸水を防ぐ　（北海道釧路市教育委員会）
・データ化により浸水から重要書類を守る　（神奈川県小田原市教育委員会）
・職員室の配置換えにより浸水から重要書類を守る（栃木県立栃木工業高等学校）
２．水害から地域を守ることに学校が貢献する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
・校庭に貯水機能をもたせる　（大阪府寝屋川市立西小学校）
・校舎の地下に雨水貯留槽を設置する　（東京都江東区立第二亀戸小学校）
・校庭の地下に雨水貯留槽を設置する　（大阪府交野市立交野小学校）
３．土砂災害から学校を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
・敷地内で校舎を一部移転する　（兵庫県芦屋市立山手中学校）
・構造体を補強する　（広島県立五日市高等学校）
・防護壁を設置する　（広島県立安西高等学校）
〈トピック①〉通信の孤立に備えた通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
〈トピック②〉「避難確保計画」と学校の「危機管理マニュアル」等との関係　・・・・・・17
〈トピック③〉大雨による洪水・土砂災害を想定した避難訓練・・・・・・・・・・・・・・18
参考資料・・・19
・浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査結果
・学校施設の水害・土砂災害対策等に関する支援制度
・これまでの学校施設の水害・土砂災害対策等に関する提言・事例集等

・浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び水害・土砂災害対策の実施について（通知）
＜文部科学省　2021 年６月８日＞　https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_01477.html

３施参事第 10 号
令和３年６日８日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校主管課長　　殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長

各都道府県認定こども園主管課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
野口　健
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
石塚　哲朗

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び
水害・土砂災害対策の実施について（通知）

近年、気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により学校においても甚大な被害が発生しています。また、学校における水害・土砂災害対策は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等によるソフト面の対策と、施設整備によるハード面の対策の両方から実施することが重要です。このため、浸水想定区域※1・土砂災害警戒区域※2に立地しており、かつ、市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置づけられた公立学校を対象として、水害・土砂災害対策の実施状況調査を初めて実施し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

この調査結果によれば、ソフト面の対策について、いまだに、水防法や土砂災害防止法※3により義務付けられている避難確保計画の作成や避難訓練の実施を行っていない学校が見られます。このような学校においては、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和３年６月）」※4を参考に、今年度中に速やかに避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づいた避難訓練を確実に実施する必要があります。学校安全所管課においては、本調査で未作成・未実施であった学校に対し、避難確保計画（各学校の危機管理マニュアルが、水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画に求められている事項を満たしていれば可）の作成と、避難確保計画に基づいた避難訓練や防災教育の実施について指導願います。さらに、各学校における避難確保計画の作成状況や、避難訓練等の実施予定についても、速やかに確認願います。

また、ハード面の対策については、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育活動の早期再開等に支障のないよう、例えば、老朽化対策に合わせて、「学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和３年６月）」※5を参考に、学校設置者が主体となって水害・土砂災害から学校を守る取組や、防災担当部局等の要請に学校設置者が協力し、水害から地域を守ることに学校が貢献する取組を検討していただきますようお願いします。また、「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和２年３月）」※6を参考に、施設・設備の点検や重要書類等の保管場所の検討をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課においては所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管の認定こども園に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては所管の専修学校に対し、それぞれ周知いただくようお願いします。

※1 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）、都道府県知事又は市町村長が指定した排水施設等について、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）、都道府県知事が指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）のこと（水防法第 14 条、第 14 条の 2、第 14 条の 3 関係）

※2 土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域のこと（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項関係）

※3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

※4 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和３年６月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm
※5 学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和３年６月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html
※6 台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和２年３月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html
（別紙）浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査結果について

・公立校３割、豪雨被災恐れ　浸水・土砂災害区域で対策進まず
＜共同通信　2021 年６月８日＞　https://nordot.app/774795961647759360
　豪雨や台風で被災の恐れがある浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、自治体が防災上の配慮が必要と判断している公立学校は全国に１万 1175 校あり、全体の 29.9%に上ることが８日、文部科学省の調査で分かった。該当校に義務付けられた避難計画を作成したは 70～80%程度で、浸水対策の実施は 15%ほどにとどまった。
　各地で大規模な水害や土砂崩れが相次ぐ中、学校の安全対策が進んでいない実態が浮かんだ。文科省は「学校の耐震工事はほぼ完了しているため、今後は水害への備えを充実させる必要がある」と説明している。
　調査は公立の小中高校や幼稚園など３万 7374 校が対象。

・公立学校 全体の３割が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に
＜NHK　2021 年６月８日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210608/k10013073211000.html
近年の相次ぐ豪雨災害を受け、文部科学省が全国の小中学校や高校などを調べたところ、被災するおそれがある浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある公立学校は１万 1000 校余りと全体の３割に上ることが初めてわかりました。
文部科学省は、大雨による河川の氾濫や土砂災害の頻発を受け、公立の幼稚園や小中学校、高校、それに特別支援学校など、全国の３万 7374 校を対象に、浸水想定区域と土砂災害警戒区域における立地状況や対策について初めて調査しました。
その結果、避難に時間がかかるなどとして「要配慮者利用施設」に指定されている学校のうち、去年 10 月時点で、
▽洪水や高潮などで被災のおそれがある浸水想定区域にあるのは 7476 校で、全体の２割
▽崖崩れや土石流で被災のおそれがある土砂災害警戒区域にあるのは 4192 校で、全体の１割
▽その両方に立地している学校が 493 校あることがわかりました。
いずれかの区域にある学校は合わせて１万 1175 校で、公立学校全体の３割を占めています。
これらのうち、迅速な避難のため義務づけられている「避難確保計画」を策定していたのは、
▽浸水想定区域内の学校の 85%
▽土砂災害警戒区域内の学校の 79%でした。
また、浸水想定区域内の学校で、施設内への浸水対策や変電設備の浸水対策を講じていたのは、いずれも 15%にとどまっていました。
自治体によって、区域内にある学校の割合は数%から 50%近くと大きな差がありました。
文部科学省は「地理的な事情で、川沿いなどにしか学校を建てられない地域があるのはやむをえない」として、教育委員会などを通じて避難確保計画の策定や訓練の実施を求めるとともに、防災上必要な場合は、校舎の改修を支援していくことにしています。
萩生田文部科学相「災害発生時に備えること重要」
萩生田文部科学大臣は閣議のあとの記者会見で、今回の調査結果について「地理的要因や地域事情により浸水想定区域等に立地することがやむを得ない場合もあると想定されるが、配慮の必要な利用施設と位置づけられた学校が３割程度だったことは、実態として受け止めている」と述べました。
そのうえで「まずは避難確保計画の作成や避難訓練の実施により、災害発生時に備えることが重要だ。文部科学省としては、計画作成に資するガイドラインを周知したところであり、各学校での速やかな作成を促進していきたい」と述べました。

・火災保険料、水害リスク反映検討　損保大手各社、23 年度にも
＜共同通信　2021 年６月８日＞　https://nordot.app/774806851599728640?c=39546741839462401
　損害保険大手各社が、地域の水害リスクに応じて火災保険料を設定する方向で議論を本格化させることが８日、分かった。従来は都道府県別に料金を定めており、より細かく対応できるように検討する。火災保険は相次ぐ風水害で収益が悪化しており、柔軟に保険料を決められるようにすることで改善を目指す。改定は早ければ 2023 年度の見込み。
　金融庁が 21 年度中にも有識者会議を設けて基準を示すとみられる。ハザードマップでリスクが低いと判断された地域の住民にとってはお得になるが、逆の場合は高くなる可能性がある。
　一部のネット損保は既に地域別の料金を設定している。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6sHLT1fT9UEmavBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月９日版）
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yuHrb3fz1WEGS1BY
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6sHLT1fT9UEmafBY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年６月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0PtPXG5rY3NqKwpY
・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021 年６月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2vFFVmRhaXlgIgBY

◇マスコミ報道　見出し
・新型コロナ 自宅等で体調急変し死亡 全国で少なくとも 500 人に
＜NHK　2021 年６月９日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210609/k10013076871000.html?utm_int=all_side_ranking-social_001
・東京都 インドで見つかった変異ウイルスによるクラスター発生
＜NHK　2021 年６月９日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210609/k10013076751000.html
・感染力２倍のインド変異株、市中感染始まる　水際対策の限界、五輪危惧
＜毎日新聞　2021 年６月７日＞　https://mainichi.jp/articles/20210607/k00/00m/040/148000c
・東京都 コロナ 369 人感染確認 「家庭内」と「職場内」で８割
＜NHK　2021 年６月８日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210608/k10013073771000.html?utm_int=all_side_ranking-access_002
・自宅療養死、変異株で急増　若年層重症化　医療広域連携が急務
＜毎日新聞　2021 年６月８日＞
https://mainichi.jp/articles/20210608/k00/00m/040/391000c
・BBQ でもコロナ感染恐れ「屋外なら安心」ではない　スパコン解析、マスク無し会話で飛沫拡散
＜京都新聞　2021 年６月８日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/578112
・マスクせず、宣言下で酒を飲んでバーベキュー…市職員２人が感染
＜読売新聞　2021 年６月８日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210608-OYT1T50037/

[対策・予防]
◇省庁発表

・第 38 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和３年６月９日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00256.html
・「検疫の強化の対象となる国・地域の指定及び検査証明書の提出について」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8Qmlj5_97XemOzpjY
・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2021 年６月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8QmmJ1b4j6Qwcq9jY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzuXva3P30WUCTFRY
・新型コロナワクチンの接種後の健康状況調査
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa.html
・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

【ご注意ください】
・国内外で、注意深く調査が行われていますが、ワクチン接種が原因で、何らかの病気による死亡者が増えるという知見は得られていません。
・海外の調査によれば、接種を受けた方に、流産は増えていません。
・接種後の死亡と、接種を原因とする死亡は全く意味が異なります。接種後の死亡にはワクチンとは無関係に発生するものを含むにもかかわらず、誤って、接種を原因とする死亡として、ＳＮＳやビラなどに記載されている例があります。
・厚生労働省では、医師から副反応を疑って報告された事例を、透明性をもって全て公開しています。詳しくはこのページをご覧ください。

・地道な計画、政権が「ひっくり返す」　64 歳以下、職場・大学でのワクチン接種実施
＜京都新聞　2021 年６月８日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/578108
・職域接種、初日は 500 超が申請　中小企業には課題も
＜朝日新聞　2021 年６月９日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP686WQXP68ULFA014.html?iref=comtop_7_03
・菅首相 ワクチン接種 “希望者全員 10～11 月に終了へ取り組む”
＜NHK　2021 年６月９日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210609/k10013076131000.html
・「子どもへのワクチン接種やめろ」電話殺到　12～15 歳に接種の町に「殺すぞ」脅迫も、業務に支障
＜京都新聞　2021 年６月７日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/577668

・米政府 コロナウイルス増殖抑える薬の確保 製薬大手と合意
＜NHK　2021 年６月 10 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210610/k10013077261000.html
---

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(6/8 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年６月８日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(6/2 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年６月２日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・対面授業なしは「義務不履行」　学生が明星大を提訴へ
＜朝日新聞　2021 年６月９日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP6872CTP68UTIL05C.html?iref=comtop_7_02

コロナ禍を理由に対面授業をやらないのは、大学として義務を果たしていない――。そう訴える男子学生（19）が、学費の半額分の返還などを大学側に求める訴訟を東京地裁に近く起こす。学生は「オンライン授業を安易に続ける大学に不安や疑問を感じる学生は多い。誰かが声をあげないといけない」と話している。

原告の男子学生は 2020 年４月、「将来、会社を経営したい」と東京都日野市にある明星大学に入った。入学式もなく、所属する経営学部で受けた 20 年度の授業は、オンラインのみ。録画された講義動画を見てリポートを提出するのが主な内容だった。実家を離れての一人暮らしで、コロナ禍でアルバイトもできなかった。

「(昨年は) 画面越しでしか教授らを見ていない。授業の疑問を相談できる友人をつくる場もなく孤独だった」という男子学生は、なぜ丁寧な説明もなくオンライン授業を続けるのかと大学への不信感がふくらんだ。父親(70)から「理不尽な対応なら問題提起すべきだ」との助言もあり、提訴を考えたという。

訴えでは、文部科学省が 20 年７月と９月に▽対面授業ができない理由の説明▽授業の代わりとなる学生同士や教授らとの交流機会の設定――などを実施するよう各大学に求めていたことを指摘。大学側の対応は「文科省の要請に反している」としたうえで、施設を利用させるなど学生との契約義務を履行していないと主張する。学費の返還分を含め、計 140 万円の損害賠償を大学側に求める予定だ。

明星大は取材に、「学生や教職員の安全確保を最優先する」との方針のもと、昨年春から全学部の授業をオンラインにし、昨秋から一部科目で対面授業を再開したと説明。ただ、経営学部の昨年度の全授業はオンラインで行ったという。

こうした授業方針は、学生用ポータルサイトや大学ホームページなどで周知。このほか、経営学部の１年生については昨年９月と今年３月の計２回、学生同士や上級生、教員との交流会を対面で行ったという。男子学生による提訴方針は「訴状が届いていないため確認できない」とした。

文科省による調査（20 年 10 月時点）では、全国の大学や高等専門学校など計 187 校が、対面授業の実施割合を全体の半分未満と回答した。「ほぼすべての学生が授業形態などを理解・納得している」と答えたのは、このうち 18 校だった。

◇マスコミ報道　見出し

・群馬県など３県の「まん延防止」　１３日の期限で解除決定へ
＜NHK　2021 年６月 10 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210610/1000065555.html

・看護師が酸素飽和度を読み間違え　宿泊療養中に死亡、京都の 60 代男性
＜京都新聞　2021 年６月８日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/578247

・ワクチンさえ打てば大丈夫？　接種加速も問われるマスクの必要性　１００％は感染防げず
＜産経ニュース　2021 年６月８日＞
https://www.sankei.com/article/20210608-N66TJI7RPZMN3K5HGD6L3JB4DA/

全国的に大規模接種会場などが相次いで開設され、新型コロナウイルスのワクチン接種が加速する中、接種後のマスクの必要性が改めて問われている。ワクチンを接種しても完全に感染を防げるわけではなく、実際に接種後の感染例も確認されている。専門家は「ワクチンを打ったら、何をしてもいいわけではない。引き続き、マスクなどの感染対策は必要」と訴える。

「正直、マスクをもう外したい。息苦しいし、買うのにお金がかかる」。自衛隊が運営する東京・大手町の大規模接種センターで、１回目の接種を終えた東京都清瀬市の自営業男性（６７）はこう嘆いた。ただ、１回目を接種済みの人はまだ国民全体の１割程度。男性は「話し相手が接種しているかどうか分からない以上、これからもしばらくは着けていようと思う」と語った。
ワクチン接種で体内に免疫ができれば、新型コロナに感染しにくくなるほか、感染した場合にも症状が軽くなることが期待される。厚生労働省によると、国内で使用中の米ファイザー製は９５％、米モデルナ製は９４％の高い発症予防効果があり、重症化を防ぐ効果も確認されている。
一方、両社製ともに２回の接種が必要で、十分な免疫ができるまでにファイザー製は２回目の接種から１週間程度、モデルナ製は２週間程度かかるとされる。また、２回接種した人がコロナに感染した例が全国で複数報告されている。
厚労省はワクチン接種後もマスクの着用以外に、３密（密閉・密集・密接）回避や手洗いの徹底など現行の感染予防対策の継続を要請。同省予防接種室の担当者は「ワクチンは発症を予防する効果が１００％ではない上、ワクチンが他者への感染をどれだけ抑えられるのかがまだ解明されていない」と説明する。
国際医療福祉大の和田耕治教授（公衆衛生学）も「ワクチンを打ったら、すぐにコロナ前の生活に戻してもいいというわけではない」と指摘。感染力の強い英国由来の変異株は、ワクチン接種が進んでいない４０～６０代でも重症化しやすいとして、「４０代以上の７割程度が接種し終わるまでは注意が必要」と話す。
人口の約４割がワクチン接種を終えた米国では、疾病対策センター（ＣＤＣ）が５月中旬に「ワクチンの接種完了から２週間以上たった人は屋内外を問わず、マスク着用は原則不要」とする新指針を公表した。
米国ではマスクを外せるのに、日本ではなぜ必要なのか。和田教授は「米国は（日本より２カ月早い）昨年１２月に接種が始まり、接種が進んでいる。日本で同じ対応をするのはまだ早い」と強調。冬場のインフルエンザ流行期も見据え、来春までのマスク生活の継続を求めている。
「福井モデル」に注目
マスクの感染防止効果をめぐって、着用の徹底を柱とした独自の対策「福井モデル」が注目されている。５月に厚生労働省の専門家組織の会合でも紹介され、「マスクをしていた方が感染リスクを避けられる」（脇田隆字＝たかじ＝座長）との評価が示された。ただ、脇田氏は「マスクをしていれば大丈夫というメッセージにならないようにすることも重要」と、ほかの感染対策の必要性も指摘している。
福井モデルの発端は、４月に福井県で確認された感染者２８６人のうち、８５％がマスクを着けずに会話をしていたことが県の調査で判明したことだった。「マスクなし感染」の６８％が飲食をしており、４１％が家庭や共同生活の場で感染していたことも分かった。
県はマスクを外しがちな食事の場面が感染対策の急所になっていると判断。「おはなしはマスク」のキャッチフレーズを掲げ、食べ物や飲み物を口に運ぶ瞬間以外はマスクを着けたまま食事をする「マスク会食」の定着を推進する。
今月中旬には飲食店の認証制度を始める予定で、マスク会食の実施率が５０％に達していることなどを条件に、認証店には１店舗当たり１０万円を支給する。
福井モデルを分析した国立感染症研究所は「適切なマスク着用の実施に向けた周知・啓発が徹底的に行われることが期待される」としている。

・WHO、危機管理なければ再考を　大規模行事の開催で
＜共同通信　2021年6月8日＞　https://nordot.app/774805666632318976?c=39546741839462401
　世界保健機関（WHO）で緊急事態対応を統括するライアン氏は7日、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が続く中で、大規模なスポーツ大会などについて「危機管理が保証できない場合には、開催を再考すべきだ」と提言した。13日にブラジルで開幕予定のサッカー南米選手権を巡る質問に答えたが、東京五輪の開催議論にも波及する可能性がある。
　ライアン氏は、WHOは各種行事の開催是非について決定権限はないと強調しながら「国際的な大規模スポーツ行事は複雑で、綿密な計画と十分な危機管理が必要だ」と指摘した。
****

[3] 個別分野の化学物質対策について

＜厚生労働省　2021 年６月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-NPZXUXB51M0eiJY

一酸化炭素による労働災害の防止について

一酸化炭素による労働災害の防止について

　一酸化炭素による労働災害の防止について（平成23年７月22日付け基安化発0722 第２号）

建設業における一酸化炭素中毒の防止について

　建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成10年６月１日付け基発第329号の1）

内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒を予防しましょう！（リーフレット）

アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止について

　アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止について（平成16年９月21日付け基安化発第0921002号）

コーヒー液の抽出工程等における一酸化炭素中毒等の防止について

　コーヒー液の抽出工程等における一酸化炭素中毒等の防止について（平成16年６月24日付け基安発第0624003号）

　コーヒー液の抽出工程における一酸化炭素中毒の防止について（平成16年６月24日付け基安化発第0624001号）

PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について

PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について（平成17年２月10日付け基発第0210005号）

廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について

廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について（平成17年１月28日付け基安化発第0128003号）

次亜塩素酸塩溶液と酸性溶液との混触による塩素中毒災害の防止について

次亜塩素酸塩溶液と酸性溶液との混触による塩素中毒災害の防止について（平成17年７月５日付け基安化発第0705002号）

特定化学設備の改造、修理、清掃等作業における化学物質による中毒等の防止の徹底について

特定化学設備の改造、修理、清掃等作業における化学物質による中毒等の防止の徹底について（平成15年11月18日付け基発第1118002号）

塩酸等貯蔵タンクの保守点検・改修工事における労働災害防止対策の徹底について

塩酸等貯蔵タンクの保守点検・改修工事における労働災害防止対策の徹底について（平成24年１月11日付け基安発0111第２号）

液状薬剤の誤飲による災害防止について

液状薬剤の誤飲による災害防止について（平成16年１月23日付け基安化発第0123001号）

その他

****

[4] *許容濃度*

◇日本産業衛生学会 － 許容濃度の勧告について －

＜日本産業衛生学会　2021 年５月 31 日＞　https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=309

許容濃度等の勧告について

ここに述べる有害物質の許容濃度，生物学的許容値，騒音，衝撃騒音，高温，寒冷，全身振動，手腕振動，電場・磁場および電磁場，紫外放射の各許容基準は，職場におけるこれらの環境要因による労働者の健康障害を予防するための手引きに用いられることを目的として，日本産業衛生学会が勧告するものである．

許容濃度等の性格および利用上の注意

1. 許容濃度等は，労働衛生についての十分な知識と経験をもった人々が利用すべきものである．
2. 許容濃度等は，許容濃度等を設定するに当たって考慮された曝露時間，労働強度を越えている場合には適用できない．
3. 許容濃度等は，産業における経験，人および動物についての実験的研究から得られた多様な知見に基礎をおいており，許容濃度等の設定に用いられた情報の量と質は必ずしも同等のものではない．
4. 許容濃度等を決定する場合に考慮された生体影響の種類は物質等によって異なり，ある種のものでは，明瞭な

健康障害に，また他のものでは，不快，刺激，中枢神経抑制などの生体影響に根拠が求められている．従って，許容濃度等の数値は，単純に，毒性の強さの相対的比較の尺度として用いてはならない．
5. 人の有害物質等への感受性は個人毎に異なるので，許容濃度等以下の曝露であっても，不快，既存の健康異常の悪化，あるいは職業病の発生を防止できない場合がありうる．
6. 許容濃度等は，安全と危険の明らかな境界を示したものと考えてはならない．従って，労働者に何らかの健康異常がみられた場合に，許容濃度等を越えたことのみを理由として，その物質等による健康障害と判断してはならない．また逆に，許容濃度等を越えていないことのみを理由として，その物質等による健康障害ではないと判断してはならない．
7. 許容濃度等の数値を，労働の場以外での環境要因の許容限界値として用いてはならない．
8. 許容濃度等は，有害物質等および労働条件の健康影響に関する知識の増加，情報の蓄積，新しい物質の使用などに応じて改訂・追加されるべきである．
9. 許容濃度等の勧告をより良いものにするために，個々の許容濃度等に対する科学的根拠に基づいた意見が，各方面から提案されることが望ましい．
10. 濃度等の勧告を転載・引用する場合には，誤解・誤用を避けるために，「許容濃度等の性格および使用上の注意」および「化学物質の許容濃度」や「生物学的許容値」等に記述してある定義等も，同時に転載・引用することを求める．
勧告（2020 年版）全文 → https://www.sanei.or.jp/images/contents/309/kyoyou.pdf
****

[5] ***健康安全***

◇令和２年度　水道法第 39 条第１項の規定に基づく立入検査結果報告について

＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202852_00004.html

１．立入検査の実施状況

令和２年度における水道法第 39 条第１項の規定に基づく立入検査を厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者 445 事業者のうち、35 事業者（第三者委託先の水道管理業務受託者（４者）を含む。）に対して計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発令されたことに伴い、４事業者への検査を令和３年４月以降に持ち越しし、31 事業者への立入検査を実施した。（表１）

なお、立入検査の実施に当たり、16 事業者（水道管理業務受託者（４者）を含む。）への検査を、オンライン等によるリモート方式で実施した。立入検査においては、主として水道関係法令、通知による指導等の遵守状況を検査することとし、具体的には、

・ 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況、認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
・ 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
・ 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
・ 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
・ 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
・ 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
・ 情報提供や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
・ 資源・環境対策の実施状況

等の項目について、当該施設の水道技術管理者を立会人（第三者委託している場合は、受託水道技術管理者も立会人）として、適切に実施されているかを確認した。

また、立入検査終了後、検査内容について講評を行うとともに、その後、講評内容の重要性や法律との整合性等に応じて文書指摘又は口頭指摘を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

２．立入検査の結果

令和２年度においては、立入検査を実施した 31 事業者等に対して、154 件の指摘を行った。（表２）

水道施設管理に関する指摘（40 件）が最も多く、認可等に関する指摘（29 件）、危機管理対策に関する指摘（28

件)、水質検査に関する指摘（25 件）も多く見受けられた。

３．指摘事項

指摘の具体例については表３を参照。

（表１）令和２年度厚生労働大臣認可水道事業者等立入検査実施状況

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000786655.pdf

（表２）令和２年度立入検査における文書指摘、口頭指摘件数

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000786656.pdf

（表３）令和２年度立入検査指摘事項（具体例）

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000786657.pdf

４．立入検査で確認された好事例

令和２年度における立入検査で確認された好事例を紹介。

令和２年度の立入検査で確認された好事例

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000788666.pdf

◇研究計画書及び詳細調査研究計画書の和文を更新しました。

＜環境省　2021 年 6 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/chemi/ceh/about/advanced/document.html

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）についてのお知らせ

・研究計画書和文（3.13 版）　→

https://www.env.go.jp/chemi/ceh/about/advanced/material/kenkyukeikaku313.pdf

・詳細調査研究計画書和文（3.10 版）　→

https://www.env.go.jp/chemi/ceh/about/advanced/material/shosaichosa310.pdf

****

[6] *医薬品等*

◇ヘルスケア製品の無菌操作法 アイソレータシステムに関する国際標準が発行されました

＜経済産業省　2021 年 6 月 8 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210608006/20210608006.html?from=mj

国際標準化機構（ISO）において、日本から改訂提案された「ヘルスケア製品の無菌操作法-アイソレータシステム」に関する国際規格が発行されました。本国際規格は、無菌環境での医薬品製造に必要なアイソレータシステムについて、「無菌接続」の考え方を導入し、その上での基本原則や設計、バリデーション、運用方法などが記述されています。今後、本国際規格が医薬品製造設備の製造管理等に活用されることで、医薬品の製造環境が格段に向上し、安定的に高品質の医薬品が提供されることが期待されます。

1. 背景

患者の体内へ注射する医薬品は雑菌の汚染がなく、無菌であることが求められます。特に、最先端の医薬品やワクチンは熱による滅菌（雑菌などを死滅させること）ができないため、雑菌が入り込まない無菌の製造環境で生産することが必要となります。

医薬品の製造現場では、無菌の環境を構築する設備としてアイソレータシステム（生産設備を密閉された空間で覆い、内部を雑菌が無い無菌の環境とする装置）が生産ラインで使用されてきました。しかし、これらの設備は大量生産向きで、最先端の再生医療用途などの個別医療の医薬品製造では、患者ごとに異なった医薬品製造が求められることもあり、それぞれの医薬品ごとに設備の切り替えが発生するなど運用には柔軟性を欠いていました。こうした状況の中、柔軟なアイソレータシステムの運用が可能となるよう、無菌の空間同士の接続が可能となる「無菌接続インターフェースを含んだアイソレータシステム」の国際規格改訂を日本から提案して進められました。

2. 規格の概要

今回発行された国際規格 ISO13408-6(ヘルスケア製品の無菌操作法-アイソレータシステム)*1 では、無菌操作(主に滅菌できない製品を対象)によるヘルスケア製品（医薬品や医療機器）の製造においてアイソレータシステムを使用する場合に必要とされる要求事項を定めています。主な内容は以下の通りです。

アイソレータシステムの基本理念

・仕様
・設計
・バリデーション（医薬品や医療機器を製造する工程方法が正しいかどうかを検証する一連の業務）
・モニタリングと制御
・作業者のトレーニング

本国際規格は、経済産業省主導の医療機器等開発ガイドライン策定事業*2 において開発された、「無菌接続インターフェース設計ガイドライン 2012」をベースとしています。日本がプロジェクトリーダとして国際規格の改訂を主導し、2016 年 12 月に ISO/TC 198（ヘルスケア製品の滅菌）/WG 9（無菌操作）に提案しました。その後、約 4 年半にわたって、大学、研究機関、装置メーカー等が参画する国内審議委員会のメンバーを中心に継続的に議論・調整を重ねた結果、2021 年 4 月 13 日に国際規格が発行されました。*3

3. 期待される効果

本国際規格が医薬品製造設備の製造管理等に活用されることで、アイソレータシステムをベースとした各装置が無菌的に、自由に分離、接合できる「無菌接続」の概念が広まります。そして、無菌接続を可能とするインターフェースが普及することで、無菌の製造環境を維持しつつ、様々な最先端の医薬品の製造装置を自由に脱着することが可能になるシステム（フレキシブルモジュラープラットホーム）の整備が進展します。これにより、医薬品の製造環境が格段に向上し、安定的に高品質の医薬品が提供されることが期待されます。

*1 正式名称

ISO13408-6 Aseptic processing of health care products-Part 6：Isolator system

日本語訳

ISO13408-6 ヘルスケア製品の無菌操作法-第 6 部：アイソレータシステム

*2 医療機器等開発ガイドライン策定事業

革新的な医療機器等の速やかな実用化を目指し、薬機法の承認審査を迅速化するための開発ガイドラインを、厚生労働省と連携し、策定しています。

*3 今回発行された国際標準は、経済産業省の委託事業である「戦略的国際標準化加速事業：政府戦略分野に係る国際標準開発活動」の成果によるものです。

****

[7] ***農薬***

◇登録・失効農薬情報を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 6 月 2 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/toroku/

****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇特別用途食品の許可について

＜消費者庁　2021 年 6 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024188/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_20210608_04.pdf

表示許可食品：アレルゲン除去食品 無乳糖食品　ボンラクトｉ　アサヒグループ食品株式会社

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2021 年 6 月 4 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2021&from_month=05&from_day=08&to=struct&to_year=2021&to_month=05&to_day=21&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_

order=date.desc
5 月 8 日～5 月 21 日の海外情報更新。食品安全総合情報システムで検索できる。
****
[9] ***廃棄物関係***
◇「現場で役立つ廃プラスチックの分析技術を目指して」
「プラスチックの劣化を「みる」～プラ問題は劣化の問題～」
＜国立環境研究所(NIES)　　2021 年 5 月 31 日　高校生も楽しめる資源循環・廃棄物研究情報誌オンラインマガジン　環環 2021 年 5 月号＞　https://www-cycle.nies.go.jp/magazine/top/202105.html
****
[10] ***温暖化対策関係***
◇CGER リポート「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2021 年」を掲載しました
＜国立環境研究所(NIES)　2021 年 6 月 1 日＞　https://www.cger.nies.go.jp/publications/report/i155/
National Greenhouse Gas Inventory Report of JAPAN, 2021（英語版）
https://www.cger.nies.go.jp/publications/report/i154/ja/

◇炭素制約が世界規模での金属生産と利用にもたらす影響を推定
＜国立環境研究所(NIES)　2021 年 6 月 1 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20210604/20210604.html
****
[11] ***環境安全関係***
◇瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（法律第 59 号）
［官報］　令和 3 年 6 月 9 日　号外　第 128 号　10～11 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210609/20210609g00128/20210609g001280010f.html
****
[12] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇令和３年度実証対象の安全衛生対策の募集について
令和３年度「高年齢労働者安全衛生対策実証等事業」について
＜厚生労働省　2021 年 6 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-dIybgWYUrenEeNY
本事業は、普及が進んでいない高年齢労働者安全衛生対策について、その効果を確かめ、公表することにより、働く高齢者の労働災害を減少させることを目的としています。

◇令和２年度（第３次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）の二次公募について
＜環境省　2021 年 6 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/109673.html

◇令和３年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（補助事業）の二次公募について
＜環境省　2021 年 6 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/109659.html

◇「窒素含有量（海域）、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2021 年 6 月 4 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210011&Mode=0

◇「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案に対する意見・情報の募集について
＜農林水産省　2021 年 6 月 3 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003322&Mode=0

◇「眼刺激性試験代替法　SIRC-CVS:TEA 法」の 「評価報告書」および「評価会議報告書」 に関するパブリックコメントを募集します。
＜JaCVAM（日本動物実験代替法評価センター）　2021 年６月３日＞　https://www.jacvam.jp/public.html
---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度「先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）」の採択機関の決定について
＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3PaczYyXvrphbK

◇「先端研究基盤共用促進事業（先端研究設備プラットフォームプログラム）」の採択機関の決定について
＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3PaczYyXvrphbL

[白書]

◇令和３年版**環境白書･循環型社会白書･生物多様性白書**の公表について
＜環境省　2021 年６月８日＞https://www.env.go.jp/press/109672.html
・脱炭素へ「代替肉も選択肢」　環境白書、生活様式見直し訴え
＜共同通信　2021 年６月８日＞　https://nordot.app/774777263298461696?c=39546741839462401

政府は８日、2021 年版「環境・循環型社会・生物多様性白書（環境白書）」を閣議決定した。温室効果ガスの削減に向け生活様式を見直す必要性を指摘し、大豆など植物性タンパク質を加工した代替肉が「食の選択肢の一つ」になると紹介した。

白書では、食品の生産や加工、廃棄といった各工程で環境負荷が生じていることを強調。特に肉類は飼料輸送やウシのげっぷなどで温室ガスが多く排出されるとして「何を食べるのかの選択の積み重ねが環境に大きく影響する」と記した。飲食店やスーパーで代替肉の販売が増えているとのコラムも載せた。

◇**科学技術・イノベーション白書**
＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3PaczYyXvrphb0
「現実」と「仮想」の融合加速を　科学技術・イノベーション白書
＜共同通信　2021 年６月８日＞　https://nordot.app/774780737256308736?c=39546741839462401

政府は８日、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などに対応するため、現実社会と仮想空間の融合を加速させる必要を訴えた「科学技術・イノベーション白書」を閣議決定した。人工知能やスーパーコンピューターを活用して災害予測や健康増進につなげる。

政府は毎年「科学技術白書」を公表しているが、今回から名称を変更し、内容も改めた。

最先端の取り組みとして、3 億キロ離れた小惑星の試料を持ち帰った宇宙航空研究開発機構（JAXA）の探査機「はやぶさ 2」を紹介。人間が入れない過酷な環境下でも、ロボットの遠隔操作技術などの活用が期待されるとした。

◇**令和３年版消費者白書の公表について**
＜消費者庁　2021 年６月８日＞　https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/
・「頼んでないマスクが中国から届いた」コロナ関連の相談８・３万件…２１年版**消費者白書**
＜読売新聞　2021 年６月８日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210608-OYT1T50040/

政府は８日、２０２１年版の「消費者白書」を閣議決定した。２０年に新型コロナウイルスに関連した消費者トラブルが全国で相次いで起きたことを指摘した。同年に全国の消費生活センターなどに寄せられた相談約９３万４０００件のうち、新型コロナ関連の相談は約８万３０００件だった。

相談内容では、「どの店舗でもマスクが買えない」「頼んでいないマスクが中国から届いた」など、保健衛生用品に関するものが約３割で最も多かった。結婚式やスポーツ教室などの解約やキャンセル、アルコール消毒液の

高額転売のほか、一時品薄となったトイレットペーパーに関する相談もあった。

コロナ禍による「巣ごもり」から、インターネット通販に関する相談件数も増えた。２０年は、１９年より約６万件多い約２７万５０００件だった。中でも「注文した商品が届かない」「事業者と連絡が取れない」という商品未着・連絡不能の相談件数が急増し、１９年より約３万件多い約７万２０００件だった。

実在するネット通販サイトにそっくりの偽サイトが登場したり、ネット通販大手サイトの信用力を利用して偽ブランド品が販売されたりして、トラブルになるケースも目立った。

◇「令和２年度人権教育及び人権啓発施策」（**人権教育・啓発白書**）について

＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3PaczYyXvrphbF

****

[13] ***その他省庁発表***

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（法律第 58 号）

［官報］　令和３年６月９日　号外　第 128 号　4～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210609/20210609g00128/20210609g001280004f.html

--→ *末尾［付録］*

****

[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・化学物質審議会第２０８回審査部会　　6 月 18 日、Web、非公開

＜経済産業省　2021 年６月８日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/40326

1. 新規化学物質の審議について
2. その他

・食品安全委員会 農薬第四専門調査会（第１０回）の開催について　　６月１７日、非公開

＜内閣府　2021 年６月８日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_10.html

（１）農薬（イプロジオン）の食品健康影響評価について

（２）その他

・産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の推進の在り方に関する検討会（第４回）の開催について

6 月 16 日、オンライン会議

＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3Rac1fbpqkt6bF

1. 医薬品・医療機器等の研究開発における今後の支援の在り方について
2. その他

・アフィリエイト広告等に関する検討会の資料を公表しました。　　6 月 10 日、ウェブ会議

＜消費者庁　2021 年６月９日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_003/024308.html

・令和３年度「環境白書を読む会」の開催について

7 月 20 日、名古屋、オンライン；8 月予定、札幌、オンライン

＜環境省　2021 年６月８日＞　https://www.env.go.jp/press/109671.html

[開催記録、報告、資料等]

・令和３年５月 26 日　第 60 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第８回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録

5 月 26 日、WEB 会議

＜厚生労働省　2021 年６月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F-9DaXkbC5FA3d2FY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　６月９日
＜厚生労働省　2021 年６月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2PP5fWXhx3MUVIJY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（３）その他
・デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議　第一次報告
＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3PaczYyXvrphbG
https://www.mext.go.jp/content/20210607-mxt_kyokasyo01-000015693_1.pdf
・新しい時代の学校施設検討部会（第４回）配付資料　　６月８日
＜文部科学省　2021 年６月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3PaczYyXvrphbH
1. 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
2. その他
****

[15] *その他*

・来春卒大学生、すでに７割内定　コロナ前と同水準
＜共同通信　2021 年６月７日＞　https://nordot.app/774594635258314752?c=39546741839462401

就活情報サイト「リクナビ」を運営するリクルート（東京）は７日、来春卒業予定の大学生の就職内定率は６月１日時点で前年同期比 11.6 ポイント増の 68.5％だったと発表した。新型コロナウイルス感染拡大前で、学生優位の「売り手市場」とされた 2020 年卒の同時期（70.3％）とほぼ同水準となった。

政府は面接解禁日を１日としているが、他社に先駆けて優秀な学生を獲得しようと、多くの企業がルールを順守していない実態が改めて浮き彫りとなった。

リクルートの就職みらい研究所の増本全所長は「今後も採用は続くので、気になる企業は全てチャレンジしてほしい」と話した。
****

[付録]

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（法律第 58 号）　　*上記［9］関係*

［官報］　令和３年６月９日　号外　第 128 号　4～9 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210609/20210609g00128/20210609g001280004f.html

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（法律第 58 号）

［官報］　令和３年６月９日　号外　第 128 号　4～9 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210609/20210609g00128/20210609g001280004f.html

あらまし
https://kanpou.npb.go.jp/20210609/20210609g00128/20210609g001280001f.html

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（法律第五八号）（厚生労働省）

一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

１　育児休業の改正

一歳に満たない子についてする育児休業について、期間を定めて雇用される者にあっては、その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。２及び二の２の(一)の(1)において同じ。）が満了することが明らかでない者に限り、その事業主に育児休業の申出をすることができることとした。（第五条第一項関係）

２　介護休業の改正

介護休業について、期間を定めて雇用される者にあっては、介護休業開始予定日から起算して九三日を経

過する日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、その事業主に介護休業の申出をすることができることとした。（第一一条第一項関係）

３　事業主が講ずべき措置の改正

（一）　事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないこととした。（第二一条第一項関係）

（二）　事業主は、労働者が 掴の申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第二一条第二項関係）

（三）　事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

(1)　その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

(2)　育児休業に関する相談体制の整備

(3)　その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

１　育児休業の改正

（一）　一歳に満たない子についてする育児休業（２の(一)の(1)の「出生時育児休業」 を除く。以下１及び２の(五)において同じ。）について、子の出生後八週間の期間内に労働者が当該子を養育するために育児休業をした場合に限らず､分割して二回の育児休業申出をすることができることとした。(第五条第二項関係)

（二）　一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業について、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合には、当該子の一歳到達日後の期間において育児休業をしたことがある場合でも再度育児休業をすることができることとした。　（第五条第三項関係）

（三）　一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業について、申出をした労働者の配偶者が当該一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業をしている場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とすることとした。　（第五条第六項関係）

（四）　一歳六か月から二歳に達するまでの子についてする育児休業について、(二)及び(三)と同様の規定を設けることとした。（第五条第四項及び第六項関係）

（五）　労働者が育児休業申出を撤回した場合には、育児休業の取得回数に関する規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなすこととした。（第八条第二項関係）

２　出生時育児休業の新設

（一）　出生時育児休業の申出

(1)　労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業のうち、(一)から(四)までにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に四週間以内の期間を定めてする休業（以下２において「出生時育児休業」という。）をすることができることとした。ただし、期間を定めて雇用される者にあっては、その養育する子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができることとした。（第九条の二第一項関係）

(2)　労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出ることにより、合計二八日を限度として、二回の出生時育児休業をすることができることとした。（第九条の二第二項関係）

(3)　(1)の申出（以下「出生時育児休業申出」という）は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は出生時育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しな

ければならないこととした。（第九条の二第三項関係）

(4)　期間を定めて雇用される者であって、その締結する労働契約の期間の末日を出生時育児休業終了予定日とする出生時育生時育児休業終了予定日とする出生時育児休業をしているものが、当該労働契約の更新に伴い、引き続き出生時育児休業をしようとする場合についての特例を設けることとした。（第九条の二第四項関係）

（二）　出生時育児休業申出があった場合における事業主の義務等

(1)　事業主は、労働者から出生時育児休業申出があったときは、当該出生時育児休業申出を拒むことができないこととした。ただし、労働者からその養育する子について出生時育児休業申出がなされた後に、当該労働者から当該申出をした日に養育していた子について新たに出生時育児休業申出がなされた場合は、この限りではないこととするとともに、労働者のうち育児休業をすることができないものについて、事業主と労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）で定めた場合に当該労働者からの育児休業申出を拒むことができる旨の規定を準用することとした。（第九条の三第一項及び第二項関係）

(2)　事業主は、出生時育児休業申出があった場合において、出生時育児休業開始予定日とされた日が当該申出があった日の翌日から起算して二週間を経過する日前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出生時育児休業開始予定日とされた日から当該二週間を経過する日（当該出生時育児休業申出があった日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあっては、当該二週間を経過する日前の日で厚生労働省令で定める日）までの間のいずれかの日を出生時育児休業開始予定日として指定することができることとした。（第九条の三第三項関係）

(3)　労使協定で次に掲げる事項を定めた場合においては、(2)について「二週間を経過する日」とあるのは「(3)のロに掲げる期間を経過する日」とすることとした。（第九条の三第四項関係）

イ　出生時育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備その他の厚生労働省令で定める措置の内容

ロ　事業主が出生時育児休業開始予定日を指定することができる出生時育児休業申出があった日の翌日から出生時育児休業開始予定日とされた日までの期間（二週間を超え一月以内の期間に限る。）

（三）　出生時育児休業開始予定日の変更の申出等及び出生時育児休業申出の撤回等

出生時育児休業開始予定日の変更の申出等及び出生時育児休業申出の撤回等について、育児休業開始予定日の変更の申出等及び育児休業申出の撤回等に係る規定の準用をすることとした。（第九条の四関係）

（四）　出生時育児休業期間等

(1)　出生時育児休業申出をした労働者がその期間中は出生時育児休業をすることができる期間（以下「出生時育児休業期間」という。）は、出生時育児休業開始予定日とされた日から出生時育児休業終了予定日とされた日までの間とすることとした。（第九条の五第一項関係）

(2)　出生時育児休業申出をした労働者（労使協定で、出生時育児休業期間中に就業させることができるものとして定められた労働者に該当するものに限る。）は、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までの間、事業主に対し、当該申出に係る出生時育児休業期間において就業することができる日その他の厚生労働省令で定める事項（以下「就業可能日等」という。）を申し出ることができることとした。（第九条の五第二項関係）

(3)　(2)の申出をした労働者は、出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までは、当該申出に係る就業可能日等を変更し、又は当該申出を撤回することができることとした。（第九条の五第三項関係）

(4)　事業主は、労働者から(2)の申出があった場合には、 その範囲内で日時を提示し厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までに当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、当該労働者を当該日時に就業させることができることとした。（第九条の五第四項関係）

(5)　(4)の同意をした労働者は、当該同意の全部又は一部を撤回することができることとした。ただし、

出生時育児休業開始予定日とされた日以後においては、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に限ることとした。（第九条の五第五項関係）

(6)　出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が出生時育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じた場合等には、当該事情が生じた日に、出生時育児休業期間が終了することとした。（第九条の五第六項関係）

（五）　不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことに加え、出生時育児休業申出をし、若しくは出生時育児休業をしたこと又は(四)の(2)の申出若しくは(四)の(4)の同意をしなかったことその他の(四)の(2)から(5)までに関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第一〇条関係）

三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

常時雇用する労働者の数が一、〇〇〇人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならないこととした。（第二二条の二関係）

四　雇用保険法の一部改正関係

育児休業給付金の支給に係るみなし被保険者期間（育児休業（被保険者が、その一歳に満たない子（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合にあっては、一歳六か月に満たない子（その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合にあっては、二歳に満たない子））を養育するための休業をいう。五において同じ。）を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、被保険者である期間内にある日（以下「休業開始応当日」という ）の各前日から各前月の休業開始応当日までさかのぼった各期間のうち賃金の支払の基礎となった日数が一一日以上であるものをいう。）が一二箇月に満たない場合は、労働基準法第六五条第一項の規定による休業を開始した日（厚生労働省令で定める理由により当該日によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日）から起算して計算することとした。（第六一条の七第三項関係）

五　雇用保険法の一部改正関係

１　育児休業給付金の改正

（一）　被保険者が同一の子について三回以上の育児休業（厚生労働省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合の三回目以後の育児休業については、育児休業給付金を支給しないこととした。（第六一条の七第二項関係）

（二）　被保険者が同一の子について二回以上の育児休業をした場合は、初回の育児休業を開始した日を基準としてみなし被保険者期間及び休業開始時賃金日額（当該被保険者が育児休業を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額をいう。）を計算することとした。（第六一条の七第一項及び第六項関係）

２　出生時育児休業給付金の創設

（一）　育児休業給付に出生時育児休業給付金を追加することとした。（第六一条の六第一項関係）

（二）　被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、出生時育児休業（子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に四週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業であって、当該被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けることを希望する旨を公共職業安定所長に申し出たものに限る。以下同じ。）をした場合において、当該出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあっては、初回の出生時育児休業とする。）を開始した日前二年間に、みなし被保険者期間が通算して一二箇月以上であったときに、休業開始時賃金日額（当該被保険者が出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあっては、初回の出生時育児休業とする。）を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算

定されることとなる賃金日額をいう。(四)において同じ。）に、当該子に係る出生時育児休業をした期間の日数を乗じて得た額の一〇〇分の六七に相当する額（(四)において支給額という。）の出生時育児休業給付金を支給することとした。(第六一条の八第一項及び第四項関係)

(三)　(二)にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する出生時育児休業をしたときは、出生時育児休業給付金を支給しないこととした。(第六一条の八第二項関係)

(1)　同一の子について当該被保険者が三回以上の出生時育児休業をした場合の三回目以後の出生時育児休業

(2)　同一の子についてした出生時育児休業の日数が合計二八日に達した日後の出生時育児休業

(四)　(二)にかかわらず、出生時育児休業をした被保険者にその事業主から当該出生時育児被保険者にその事業主から当該出生時育児休業の期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額と支給額との合計額が休業開始時賃金日額に当該出生時育児休業をした期間の日数を乗じて得た額の一〇〇分の八〇に相当する額を超えるときは、当該超える額を支給額から減じて得た額を支給することとし、当該超える額が支給額を超えるときは、支給しないこととした。(第六一条の八第五項関係)

(五)　育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が既に同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合における育児休業給付金の額は、当該被保険者が初回の育児休業を開始した日から起算し育児休業給付金の支給に係る休業日数及び出生時育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して一八〇日に達する日までの間に限り、休業開始時賃金日額（当該被保険者が育児休業（当該子について二回以上の育児休業をした場合にあっては、初回の育児休業とする。）を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額をいう。)に支給日数を乗じて得た額の一〇〇分の六七に相当する額とすることとした。(第六一条の八第八項関係)

六　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の施行の状況、男性労働者の育児休業の取得の状況その他の状況の変化を勘案し、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第二条関係)

2　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第三条～第七条関係)

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

********** 以上 **********